

令和6年度

事業概要

(計画編)

長崎県対馬保健所

(長崎県対馬振興局保健部)

1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1. 1 広報・啓発

【事業目的】

- ・住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制を構築するため、地域保健情報の調査・収集及び、地域へ情報を発信する。

【現状と課題】

- ・地域住民の保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

【計画】

- ・対馬保健所ホームページや振興局 Face book、ケーブルテレビ等を活用した保健所の事業紹介及び各種普及啓発を実施する。
- ・各種事業の啓発、情報発信を促進するため、ソーシャルメディア推進員の育成を行う。

1. 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

- ・地域の課題に即した研修を実施することにより、対馬市職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・島外研修の受講機会が少ない対馬市の関係職員にとって、専門的知識や新しい情報を得る機会は貴重である。
- ・研鑽・技術向上が必要な部分を対馬市と共に確認しながら企画・実施することにより、お互いの資質向上を図っていく必要がある。

【計画】

- ・県内外、及び保健所で開催される各種研修の情報を関係機関及び対馬市に周知し、研修への参加を促す。
- ・対馬市及び保健所の新規採用保健師の研修（ニーズに合わせて実施）
- ・対馬市及び保健所保健師の連絡会（年1回）

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

- ・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて学生を受け入れ、保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

- ・ 医師養成、看護職養成、管理栄養士養成のための学生実習を受け入れている。
- ・ 医師養成（離島医療・保健実習）は、1日のみの実習であるため、効果的なプログラムを検討し、事業体験や地区踏査等を取り入れて対応している。
- ・ 看護職養成（県立大学 しまの実習）は、関係機関や対象住民への聞き取りが主な内容であるが、関係機関等からは協力が得られている。
- ・ 公衆栄養学臨地実習は、3.1 栄養改善対策の項を参照。

【計画】

- ・ 各大学等からの要請により実習生を受け入れる。（長崎県立大学看護栄養学部看護学科のしまの健康実習、長崎大学医学部の離島医療・保健実習、福岡大学医学部の地域医療体験実習、管理栄養士養成施設の公衆栄養学臨地実習）
- ・ 効果的に実習目標を達成させるプログラムを検討する。
- ・ 各課、多職種の職員の協力を得ながら、所全体で関わる。

2. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2.1 統計調査

【事業目的】

- ・ 保健医療施策の立案・計画策定に資する基礎資料を得るために各種衛生統計調査を実施する。

【現状と課題】

以下の各種衛生統計調査を実施している。

- ・ 毎月実施
人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告
- ・ 毎年実施
衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査(5種類の調査を順番に実施)
- ・ 2年に1回実施（次回令和6年度実施予定）
医師・歯科医師・薬剤師調査、医療関係業務従事者調査、調理師業務従事者調査
- ・ 3年に1回実施（次回令和8年度実施予定）
医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査

【計画】

各実施要領に基づいた調査の実施

3. 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

【事業目的】

- ・地域住民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣の定着ができるよう、関係機関と連携して支援体制を充実させる。
- ・食品表示法（保健事項）に関する周知及び相談。
- ・公衆栄養学臨地実習による管理栄養士の養成を行う。

【現状と課題】

- ・主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合は58.0%で、全国や県を上回っている。（R5年度対馬市実施のアンケート調査より）
- ・県全体で野菜の1日平均摂取量が県の目標350gより100g程度不足している。
- ・食品表示法に基づき令和2年4月1日から加工食品への栄養成分表示が完全義務化。食品関連事業者からの個別相談対応及び食品衛生責任者講習会にて栄養成分表示や健康づくり情報を周知している。
- ・公衆栄養学臨地実習は長崎県及び対馬市の健康課題等を把握できるような課題や実習プログラムを設定し、実施している。

【計画】

- 1) 給食施設個別指導及び集団指導の実施
- 2) 市栄養士業務検討会への参画
- 3) 関係職員、関係機関と連携した専門的栄養指導の実施
- 4) 対馬市食生活改善推進協議会への支援
- 5) 国民健康・栄養調査の実施
- 6) 食品衛生責任者講習会等での食品表示法（保健事項）周知及び食品表示に関する相談等の実施
- 7) 管理栄養士養成施設保健所実習の実施（1回）

3. 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、施設基準等について事前指導、許可事務を行う。
- ・営業施設の届出や「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に定められたふぐ処理施設の届出の受理を行う。
- ・食品営業許可施設や給食施設などにおいて食品衛生管理運営基準の遵守、適正表示について監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

【現状と課題】

- ・我が国の食中毒の発生状況は、宿泊施設や飲食店での発生頻度が高く、被害が大規模化重篤化する場合もあり、社会的に大きな影響を与えるケースも見られる。これらの施設や給食施設等において、食品衛生管理運営基準の遵守に係る監視指導を行うとともに、製造業施設においては収去検査や食品表示の適正指導を行うことにより、食品による事故発生を未然に防止する必要がある。
- ・平成30年6月の食品衛生法改正とそれに続く関係政省令の改正により、令和3年6月1日からHACCPに沿った衛生管理の制度化、食品営業許可制度の見直し及び届出制度の創設等がスタートする。これらの制度改正は原則全ての食品事業者に関係するものであり、新制度へのスムーズな移行を図るため、講習会等を通じ、事業者への周知、指導及び助言を進めていく必要がある。
- ・管内の食品取扱施設数（令和6年3月末現在）

食品衛生法の許可を要する施設（旧法）	325
食品衛生法の許可を要する施設（改正法）	343
食品衛生法の許可を要しない施設	258
- ・旅館業の新規開業施設は韓国人観光客を対象とした小規模の宿泊施設が多い。
- ・令和5年度長崎県衛生優良店選定施設 計29施設

食品営業施設	16施設
旅館業、理容所、美容所、クリーニング業	13施設

【計画】

- 1) 食品取扱施設の衛生確保
「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、食品衛生管理運営基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施し、業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。また食品の取り扱い施設・設備ならびに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。
- 2) 監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導
令和6年度目標監視数：648施設
- 3) 収去検査実施計画に基づく食品の収去検査
令和6年度目標数：112検体
細菌検査：一般生菌数、大腸菌群数、黄色ぶどう球菌、腸炎ビブリオ等
- 4) 改正食品衛生法関係法令説明会
令和6年度目標数：5回

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

- ・食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み、県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・食品による事故が発生した場合、社会的影響が甚大であり、事故を未然に防止することが強く求められている。

3.2.2.1 食中毒発生時対応

【計画】

- ・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。

3.2.2.2 流通食品の安全性の確保

【計画】

- 1) 食品添加物等の規格基準検査（収去）
 - ①対象食品：魚肉ねり製品、魚介類加工品、揚げ麺、レトルト食品、食肉製品（対象品目は毎年度変更）
 - ②検査項目：成分規格基準
- 2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（収去）
 - ①対象食品：養殖魚介類
 - ②検査項目：抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫用剤、農薬
- 3) 残留農薬検査（収去）
 - ①対象食品：県内外産及び輸入品の野菜・果物並びに輸入加工食品（輸入加工品は、平成19年度の中国産冷凍餃子の農薬混入事件により）
 - ②検査項目：農薬（200農薬）
 - ③ポジティブリスト制度：残留基準がない農薬等を0.01mg/kgで規制する制度（H18.5.29施行）
- 4) 麻痺性貝毒検査（買い上げ）
- 5) 生食用カキの成分規格検査及び採取海域の海水検査（収去）
- 6) アレルギー物質検査（収去）

3.2.2.3 食品衛生知識の普及啓発

【計画】

- ・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。
 - 1) 食品一斉取り締まり期間中における対馬地区食品衛生協会と連携した啓発活動
 - 2) 対馬地区食品衛生協会が開催する食品衛生責任者講習会及び各種講習会への講師派遣
 - 3) 対馬市CATVの記事の掲載依頼
 - 4) 食中毒予防啓発チラシの配布
 - 5) 食中毒注意報発令時における関係機関への伝達等

3.2.2.4 宿泊施設等における食中毒防止対策

【計画】

- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく監視指導、助言を行う。
目標監視指導件数：12

3.2.3 HACCPに沿った衛生管理

【事業目的】

- ・長崎県では、食品の高度な衛生管理法であるHACCP手法による衛生管理を広く浸透させるため、食品製造施設、学校給食施設等における本県独自の簡易化された「ながさきHACCP」の導入を推進する。

【現状と課題】

- ・管内の学校給食納入食品製造業者に衛生管理を浸透させるため、導入を図っている。また、その他の事業者にも導入を推進している。
- ・管内のながさきHACCP取り組み施設数：3施設（令和6年3月末現在）

【計画】

- ・食品製造施設に対し、「ながさきHACCP」導入の情報提供及び助言を行う
- ・学校給食納入食品製造業者に対してより上位のランクとなるよう継続して指導を行う。
- ・その他の施設に対しても上位のランクとなるよう継続して指導を行う。

3.2.4 カネミ油症被害者対策

該当なし

4. 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4.1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場の衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・営業施設数（令和6年3月末現在）は、旅館170、公衆浴場6、理容所54、美容所90、クリーニング所30、特定建築物8

【計画】

- ・入浴施設におけるレジオネラ症防止対策は、監視計画に基づき立入指導を行い、施設の衛生管理の徹底を図る。
- ・衛生管理の向上を図るため、監視計画に基づき監視指導を行う。
- ・理容所及び美容所に立入調査し、施設の衛生管理に関する指導を行う。

4.1.2ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

- ・特定建築物の衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・特定建築物数（令和6年3月末現在）： 8施設

【計画】

- ・特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、監視計画に基づき監視指導を行う。

4.1.3遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

- ・プールの衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・遊泳用プール数（令和6年3月末現在）：なし

【計画】

- ・遊泳用プール等の安全性確保と衛生管理体制の維持・向上を図るため、必要に応じ、設置者等に対して技術的な指導助言を行う。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・上水道及び簡易水道等水道施設の衛生管理の確保及び向上を図るため、監視指導を行う。

【現状と課題】

- ・上水道施設 1施設（令和6年3月末現在）。
- ・平成29年4月1日より、簡易水道施設38施設は上水道へ統合された。

【計画】

- ・随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び改善を対馬市に指導する。特に昨年度基準超過が発生した水道施設については、重点的に立入検査を実施する。

目標監視数：1施設（監視率：100%）

- ・「長崎県水道水質管理計画」に基づき水道水質監視項目の検査を行う。

4.1.5温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

- ・温泉を保護し、その利用の適正化を図る。

【現状と課題】

- ・温泉利用許可施設数：8施設（令和6年3月31日現在。休止4施設除く。）

【計画】

- ・温泉利用施設へ立入検査を行い、温泉利用基準(温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等)の遵守について指導を行う。

4. 2 生活排水（浄化槽）対策

【事業目的】

- ・浄化槽の適切な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
- ・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検・清掃の啓発などを行い、管理者による適切な維持管理を促す。
- ・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

【現状と課題】

1) 生活排水の処理状況

- ・管内は、下水道等の集合処理施設整備が遅れているため個別処理である浄化槽への依存度が高くなっている。

2) 浄化槽の設置状況（令和6年3月末現在）

- ・管内の浄化槽設置基数（みなし浄化槽を含む）は3,027基である。

3) 法定検査結果（令和5年度受検）

- ・適正は60.9%、おおむね適正は37.0%、不適正は2.1%となっている。

4) 浄化槽保守点検業者数

- ・管内：14業者

5) 不適正浄化槽指導状況

- ・指定検査機関（（一財）長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判定された浄化槽（みなし浄化槽を含む）や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導が必要である。
- ・浄化槽は、適正な維持管理が必要であることを認識していない浄化槽管理者が存在する。
- ・法定検査における不適正理由の中には、保守点検業者や清掃業者による管理や清掃が不十分なものが見受けられる。このため、これら事業者に対しても適宜指導が必要である。
- ・浄化槽の保守点検業者及び清掃業者に対し、法令等の改正について情報提供を行うとともに浄化槽の適正な維持管理を図るために連携を強化する必要がある。

【計画】

1) 不適正浄化槽管理者に対する指導

- ・法定検査の結果が不適正と判定された浄化槽の管理者に対して文書指導を行う。文書指導に従わない浄化槽管理者に対しては立入指導を行う。

- 2) 法定検査受検拒否者に対する指導
 - ・法定検査受験拒否者に対して文書指導を行う。文書指導に従わない法定検査受験拒否者に対し立入指導を行う。
- 3) 浄化槽保守点検業者、清掃業者への指導
 - ・不適正となった浄化槽を保守点検している点検業者、あるいは清掃している清掃業者に対して改善報告書の提出を求める。
- 4) 講習会の開催
 - ・浄化槽関係事業者向けの講習会を開催し、浄化槽の適正な施工・維持管理について普及啓発する。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- ・一般廃棄物（し尿、ごみ等）の適正処理、再資源化、減量化等について、対馬市に対し助言・指導を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- 1) 可燃ゴミ(平成30年度における「長崎県ごみ処理広域化計画」に合致)
 - ・対馬クリーンセンター：対馬市全域
 中継施設 対馬クリーンセンター北部中継所：上県町、上対馬町
 中部中継所は不燃物、資源ごみの中継のみ
- 2) し尿及び浄化槽汚泥
 - ・巖美精華苑：巖原町、美津島町
 - ・対馬中部汚泥クリーンセンター：峰町、豊玉町
 - ・対馬北部衛生センター：上県町、上対馬町
- 3) 不燃ゴミ
 - ・対馬クリーンセンターリサイクルプラザ
 - ・「震災廃棄物処理計画」及び「水害廃棄物処理計画」策定済（H22.1）
 ：「災害廃棄物処理計画資料編」を令和元年度に追加
- 4) 一般廃棄物処理施設の設置状況
 - ・ごみ処理施設（焼却）1、資源化施設1、粗大ごみ処理施設1、中継施設（ストックヤード）2、その他4、最終処分場1、し尿施設4、合計14施設が設置されている。
 - ※し尿施設のうち、1施設は民間機関の産業廃棄物処理施設が一般廃棄物処理施設の許可を取得したもの。
 - ※その他のごみ処理施設（破碎）のうち2施設は民間機関の産業廃棄物処理施設が一般廃棄物処理施設の許可を取得したもの。

【計画】

- 1) 一般廃棄物処理施設に対し立入検査を行う。
- 2) 生ごみ減量化地域リーダーや保健環境連合会等の民間団体及び管内市と連携し、資源循環型社会づくりを推進する。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、適正な処理指導を行い、不適正処理の防止に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- 1) 産業廃棄物処理施設の設置状況（令和6年3月末現在）
 - ・ 破碎施設8、脱水施設1、剪断施設1、最終処分1の合計11施設が設置されている。
 - ・ 産業廃棄物処理業者数（令和6年3月末現在）
収集運搬業 46（内積替え保管施設有6）
処分業（中間処理・最終処分） 8
 - ・ 特別管理産業廃棄物処理業者数（令和6年3月末現在）
収集運搬業 3
- 2) 産業廃棄物の多量保管（保管基準違反）及び不適正処分など、不適正処理を防ぐため、関係業者に対して監視計画に基づき立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- 3) 廃棄物処理法遵守に関する意識が低く、産業廃棄物管理票を交付せずに、産業廃棄物処理を業者に委託する排出事業者が存在する。そのため、排出事業者に対しても廃棄物処理法について周知する必要がある。

【計画】

- 1) 産業廃棄物処理業者等の指導
 - ・ 産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。
監視指導目標数
収集運搬業 積替え（保管）あり 144件
（巡回検査6～12回/年 重点検査1回/年）
収集運搬業 積替え（保管）なし 39件（巡回検査1回/年）
処分業 120件（巡回検査4～12回/年 重点検査1回/年）
 - ・ 産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の適正処理を推進するために講習会を実施する。
講習会開催回数 1回/年
- 2) 不法投棄防止パトロールの実施
 - ・ 廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施し、不法投棄や野外焼却等の不適正処理を是正する。
 - ・ 投棄者が判明した産業廃棄物については80%以上の撤去（改善完了）を目指す。
- 3) 排出事業者に対する啓発活動
 - ・ 特別管理産業廃棄物等の適正処理について各種啓発活動を行う。

4.3.3 P C B 廃棄物対策事業

【事業目的】

P C B の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染の防止のため、P C B 廃棄物の保管及び処分・使用状況の報告を受理するとともに、報告書を基に保管状況や使用状況の確認・指導のための立入調査を行い、J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）への重点搬入計画に基づく処理の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・ P C B 廃棄物の保管事業所 11 事業所（令和 6 年 3 月末現在）
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物の処理は、長崎県を含むエリアでトランス及びコンデンサは平成 29 年度末、安定器等汚染物は令和 2 年度末までとなっている。
- ・ 低濃度 P C B 廃棄物については、令和 9 年 3 月 31 日までに処分するよう期間延長されたが保管の長期化による環境汚染の防止のため、延長期間に関わらず早期の処理を促す必要がある。

【計画】

- 1) 「P C B 廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理の指導。
- 2) P C B 保管全事業所の立入指導を実施する。（1 回／年）

4.3.4 リサイクル推進事業

【事業目的】

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

【現状と課題】

- 1) 建設リサイクル法関係
 - ・ 再生砕石へのアスベスト混入防止、家屋を解体する際のフロン含有機器（冷凍機等）の取り扱いへの注意喚起の実施。
- 2) 自動車リサイクル法関係
 - ・ 自動車リサイクル業者数（令和 6 年 3 月末現在）
引取業 29、フロン回収業 1、解体業 0、破砕業 0 の計 30 業者（延べ数）
 - ・ 自動車リサイクルシステムによる適切な処理の推進と立入指導
- 3) フロン排出抑制法関係
 - ・ 業務用冷蔵庫等の第一種フロン類充填回収業者数 11 業者
- 4) 廃棄物の排出量削減については一定の効果はあっているが、再生利用量については低い水準にある。

【計画】

- 1) 建設リサイクル法関係
 - ・ 建築部局と合同で解体現場等のパトロールを実施し、分別解体や廃棄物の適正処理の指導を行う。
 合同パトロール回数 2回/年(6月及び10月)
- 2) 自動車リサイクル法関係
 - ・ 自動車リサイクル登録業者及び許可業者への立入検査を行い、適正処理について指導を行う。
- 3) 第一種フロン類充填回収業者
 監視指導目標数：2業者

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

巡回パトロールにより、不法投棄や野外焼却の早期発見・未然防止を図る。
不法投棄物の早期撤去に向けた投棄者の特定と改善指導及び再発防止を図る。

【現状と課題】

- ・ 廃棄物適正処理推進指導員
 廃棄物の不適正処理や野外焼却が後を絶たず、産業廃棄物処理業者による不適正処理が見受けられたことから、平成20年度から廃棄物適正処理推進指導員を1名配置し、産業廃棄物処理業者への立入検査を強化することにより不適正処理の未然防止に努めている。
- ・ 不法投棄や不適正処理の改善に取り組むため、監視体制の強化、困難事案の解決、未然防止措置、関係機関との連携が重要である。
- ・ 原因者不明の投棄物については、最終的に土地所有者に撤去責任が生じるため、撤去までに時間を要する。

【計画】

- ・ 6月の環境月間に、振興局建設部、対馬市役所、警察署、海上保安部を含めた不法投棄合同パトロールを実施する。
- ・ 廃棄物適正処理推進指導員による定例的な不法投棄防止パトロールを実施する。

4.3.6 市町保健環境連合会活動支援

【事業目的】

- ・ ごみの散乱を防止し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図るため、行政機関と民間団体(環境保全活動団体等)が連携・協力し、民間団体が取り組む各種の実践活動や啓発・普及活動等を通じて、地域の環境保全、健康の増進及び公衆衛生の向上に寄与する。

【現状と課題】

- ・令和5年度は対馬市保健環境連合会において、中高生を対象とした海洋ごみポスターの作品募集を行い、優秀作品の選出を行った。
- ・県保健環境連合会の市町循環型社会形成推進事業補助金を活用するなど、ごみの減量化やリサイクルの推進のための効果的活動が求められている。

【計画】

- ・対馬市保健環境連合会運営協議会に参画し、ごみの減量化やリサイクルの推進等に関する啓発活動などを行う。

4. 4 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

- ・管内の海域及び同海域に流入する河川、海水浴場などの公共用水域並びに地下水の水質汚濁状況を監視する。

【現状と課題】

1) 公共用水域（海域・河川）

① 海域

- ・全地点とも生活環境項目及び健康項目の環境基準を概ね達成している。

② 河川

- ・管内の河川9地点とも生活環境項目及び健康項目の環境基準を概ね達成している。
- ・大腸菌群数については環境基準適合率が他の項目と比較して達成状況が低い。
- ・また、経年変化はほとんど見られないが一部の地点でカドミウムが検出されている。

2) 地下水

- ・管内に監視地点なし。

3) 海水浴場

- ・美津島町の海水浴場1地点で監視を行っており、令和5年度の遊泳前の水質判定結果はAA基準であり、「適」に分類。
- ・美津島町の海水浴場は日本の海水浴場88選（環境省）に選定されている。

【計画】

1) 公共用水域の水質調査：年6回（偶数月）

- ・河川及び海域の水質汚濁状況を監視するため、水質測定計画に基づき河川9地点海域5地点の水質調査を行う。
- ・海域（表層と2m層）：比田勝港、佐須奈港、竹敷港、小茂田港、巖原港の5地点。
- ・河川：舟志川（堂坂川合流地点下流）佐護川（井口橋）、三根川（下里橋上堰）、仁田川（前川橋下流）、佐須川（金田小学校前、天道堰）、瀬川（瀬橋）、椎根川（鬼ヶサイ沢下流、板サイ橋下流）の9地点。

2) 地下水の水質調査

- ・管内に監視地点なし。

3) 海水浴場の水質調査：年2回（遊泳前（4月下旬）と遊泳中（7月下旬））

- ・海水浴場の水質等判定基準の適合状況を把握するため、水質測定計画に基づき美津島町の海水浴場の1地点で、1日2回（午前・午後）の水質調査を行う。

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- ・大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・ばい煙発生施設56施設、粉じん発生施設29施設、水銀排出施設2施設（令和6年3月末現在）。
- ・他法令に基づく立入検査の際、同時に立入調査を実施している。

【計画】

- ・ばい煙発生施設・粉じん発生施設・水銀排出施設に対し立入検査を行う。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視事業

【事業目的】

- ・水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・特定事業場427事業場（有害物質使用特定事業場4事業場を含む）が設置されており、排水基準適用事業場は19事業場である（令和6年3月末現在）。
- ・排水基準適用事業場（19事業場）については、排水測定（年1回以上の自主測定）の実施及び測定結果の記録の保存が必要である。

【計画】

- ・特定事業場に対し立入検査を行う。
 - 排水基準が適用される事業場については年1回の立入検査及び排水検査を行う。
 - 排水基準適用事業場で自主測定未実施の事業場に対して指導を行う。
 - 排水基準が適用されない事業場に対しても適宜立入検査を実施する。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、健康の保護を図る。

【現状と課題】

- ・大気基準適用施設が5施設、水質基準適用施設はない。(令和6年3月末現在)

【計画】

- ・特定施設を設置する事業場に対し立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の報告について指導する。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- ・環境教育の普及のため、対馬市と協力して、環境アドバイザー制度の利用回数の増加を図る。

【現状と課題】

- ・環境アドバイザー制度
- ・派遣申込書は対馬市が窓口となり、県民生活環境課へ送付する。
- ・環境アドバイザー制度の利用回数：2回（令和5年度）

【計画】

- ・対馬市と協力し環境アドバイザー制度の周知に努める。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

- ・典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。）の苦情のほか、生活環境に関する「感覚的・心理的」な苦情まで幅広く捕らえ、苦情の発生原因を究明・排除し、地域の生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・排水等の悪臭苦情（通報）が寄せられることが多い。
- ・山林等が多いため、不法投棄の苦情が多い。
- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」、「廃棄物(一般廃棄物)」は市町村の固有事務であるが、苦情があった際は、市と連携して対応している。

【計画】

- ・公害苦情は初期対応と住民目線の対応が重要なため、速やかな初動と真摯な対応を行う。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

- ・温室効果ガス削減目標達成に向け、民生部門における具体的な地球温暖化防止対策への取り組みを推進する。

【現状と課題】

- ・長崎県では52名の地球温暖化防止活動推進員が在籍しており、対馬地区においては2名の推進員が活動している。(令和6年4月現在)
- ・推進員は県からの委嘱を受け、2年間の任期で活動を行っている。

【計画】

- ・今後とも、対馬市や、長崎県地球温暖化防止活動推進センターなど関係機関が実施する啓発活動に協力する。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

- ・光化学オキシダント及びPM2.5により大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その事態を一般に周知させることにより、健康被害の発生を防止する。

【現状と課題】

1) 光化学オキシダント対策

- ・対馬大気測定局において、1時間値が0.10ppm以上となればただちに注意報発令に対応できる体制を整える。
- ・注意報発令の条件：午前9時から午後6時までの間に1時間値が0.12ppm以上となり、かつ気象条件から判断して、この汚染状態が継続すると認められる場合
- ・注意報発令時の措置
県地域環境課→公立病院、対馬地区医師会に通知、周知依頼
↓
対馬市環境政策課→住民へ周知
- ・注意報発令後午後8時までの間に、1時間値が0.12ppm未満である状態が2時間継続した場合は解除する。
- ・午後8時までに1時間値が0.12ppm以上の状態が継続している場合は、翌日の午前9時まで解除しない。翌日の9時の時点において、1時間値が0.12ppm未満の状態が2時間以上（午前7時以前）継続している時は、午前9時をもって解除する。
- ・土日祭日は県地域環境課から課員へ連絡があり、課員が対応する。

2) PM2.5 (微小粒子状物質) 対策

- ・ 早朝 (午前5～7時) の3時間の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、午前5時～12時までの8時間の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、若しくは日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を明らかに超えると予想される場合には、各判断時間の1時間後までに県が注意喚起を行う。
- ・ 対馬地区の測定局は1箇所、その測定値が上記の値を超過した時は注意喚起を行う。
- ・ 注意喚起発出時の措置
県地域環境課→公立病院、対馬地区医師会に通知、周知依頼

↓

対馬市環境政策課→住民へ周知

- ・ 翌日午前0時をもって注意喚起の情報は自動解除とする。
- ・ 注意喚起の内容
 - 暫定指針値：日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性がある
 - 不要不急の外出は控える
 - 屋外での激しい運動はできるだけ減らす
 - 外出時はマスクを適切に着用することが望ましい
 - 屋内に粒子を持ち込まないように、室内の換気は必要最小限とし、洗濯物はできるだけ室内に干すなどの工夫を行う

【計画】

- ・ 休日、祝日時の注意報等の発令に速やかに対応できるよう担当者の割り振りを行う。
- ・ 発令時の情報伝達が速やかに行われるよう職員の緊急連絡網を整備する。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】

- ・ 平成20年4月に施行した「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、世界遺産の候補となっている地区や代表的な文化、自然遺産がある地区でのごみの投げ捨てや屋外での喫煙を禁止し、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進する。

【現状と課題】

- 1) ごみの投げ捨てや路上喫煙などの禁止地区を指定している。(管内5地区)
 - ・ 万松院・金石城後文化遺産地区
 - ・ 和多都美神社文化遺産地区
 - ・ 海神神社文化遺産地区
 - ・ 万関橋文化遺産地区
 - ・ 金田城跡文化遺産地区
- 2) 廃棄物適正処理推進指導員による指定地区の巡回監視を定期的実施している。

【計画】

- ・ 廃棄物適正処理推進指導員により指定地区の巡回指導
巡回指導回数：3～4回／月
- ・ 指定された1地区（万関橋文化遺産地区）の定点観測地でのごみの計量
計量実施回数：1回／年

4.4.10 環境放射線監視

【事業目的】

- ・ 放射線レベルやその変動パターンを把握することを目的に、環境省が全国9カ所で開催している環境放射線等のモニタリング調査へ協力し、測定局や機器の管理等をおこなう。

【現状と課題】

- ・ 落雷等で機器が停止した際の復旧作業を行う。

【計画】

- ・ 今後も定期的な測定局及び機器管理を実施する。

4.4.11 島原半島地域地下水汚染対策事業

該当なし

4.4.12 漂流・漂着物対策

【目的】

- ・ 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制を図る。

【現状と課題】

- ・ 対馬においては、毎年多くのごみが海岸に漂着し、景観、自然環境、水産資源等への影響が深刻な問題となっている。
- ・ 海岸漂着物対策については、円滑な回収処理とともに発生抑制のためのごみの投げ捨て防止など、県民意識の高揚とモラル向上に向けた環境教育、普及啓発の推進が重要である。

【計画】

- ・ 対馬市が実施する漂着ゴミ対策を支援する。
- ・ 漂着ゴミの清掃活動への支援（釜山外国語大学と市民との清掃ボランティア活動）
- ・ 海辺の漂着物調査の実施

4. 5 動物愛護対策

【事業目的】

- ・「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】

- ・引取有料化及び引取時の指導強化により、引取頭数は減少しているものの、飼い主由来あるいは所有者不明の犬猫が多数持ち込まれている（令和5年度：13頭）。
- ・犬の放し飼い、みだりな繁殖等の不適正飼養による苦情、咬傷事故、飼い犬の野犬化事例が発生している。
- ・保健所収容頭数に対して譲渡頭数が少ないため、依然として殺処分頭数が多い。
- ・動物の命の大切さや適正飼養管理方法を伝えるため、動物愛護週間などに広報を実施している。

【計画】

- ・犬・ねこの引取頭数抑制を図る。
- ・譲渡頭数の増加を図る。対馬市と協力して、飼うことのできなくなった犬・ねこの引取業務を実施するとともに、里親登録制度や長崎県動物愛護情報ネットワークを活用し、犬・ねこの譲渡を推進する。
- ・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、対馬市、県獣医師会对馬支部と協力して啓発及び指導を行う。また、犬及びねこの引取り時における飼い主等に対する適正飼養、繁殖制限措置を啓発する。
- ・長崎県動物愛護推進協議会对馬支部（支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師、各市担当者により構成）の事務局として、動物愛護授業、適正飼養推進活動等の動物愛護活動を推進する。
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導。
- ・動物取扱業者に対して監視指導を行う。
目標監視数：6施設（6業種）（対象業者の100%）

4. 6 狂犬病予防対策

【事業目的】

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

【現状と課題】

- ・令和6年3月末の管内登録頭数：965頭。
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率70%以上を確保する必要があるが、管内注射率は70%前後を推移している（令和5年度管内狂犬病予防注射率68.1%）。依然として数多くの無登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。

- ・令和5年度の捕獲頭数 : 6頭
- ・令和5年度の咬傷事故件数: 1件
- ・野犬等(違反犬)は減少傾向にあるものの、依然として次の地域には多く常在している。
 　　<管内の野犬常在地域> 美津島町難知
- ・野犬の成犬は、捕獲器による捕獲が非常に困難である。

【計画】

- 1) 違反犬増加による事故発生を防ぐため、対馬市と連携し違反犬捕獲を実施する。
 - ・苦情対応時や不定期捕獲による違反犬の捕獲を実施する。
 - ・野犬出没情報等の把握に努める。
 - ・狂犬病予防事業推進連絡協議会の事務局として狂犬病予防に係る事業を推進する。
- 2) 登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
 - ・犬の返還、譲渡、苦情対応等、機会を捉えて登録・注射及び適正飼養の指導、啓発を行う。
- 3) 狂犬病発生・まん延を防ぐため、予防注射実施率の向上を図る。
 - ・対馬市に対して狂犬病予防注射未実施者への再通知を促す。
 - ・対馬市に対して登録状況の整理を行うよう促す。
- 4) 犬による咬傷事故が発生した場合、狂犬病予防員は長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程第3条に基づき検診を実施する。

4. 7 乳肉衛生対策

4.7.1 食鳥処理場の衛生確保

【事業目的】

- ・「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の規定に基づき、食鳥処理の事業について監視指導を行い、食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生の未然防止を図っている。

【現状と課題】

管内の食鳥処理場（令和6年3月末現在）

- ・小規模食鳥処理場 5施設（3施設は休業）
 - 永留鶏肉店（峰町三根1013）
 - e kファーム食鳥処理場（厳原町下原527番地4）
 - つしま自然農園（厳原町小茂田443-1、休業）
 - 小宮鶏肉処理場（峰町三根400、休業）
 - 白石食鳥処理場（上県町佐護北里840、休業）

【計画】

- ・食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい又は食鳥肉の衛生的取扱い及び従事者の衛生基準遵守について確認、指導を実施する。目標監視指導数：2施設（監視率：100%）

4.7.2 化製場等の衛生確保

【事業目的】

- ・死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の取扱いについて指導を行い公衆衛生の確保を図る。

【現状と課題】

- ・管内の死亡獣畜取扱場（令和6年3月末現在）：なし
- ・対馬農業協同組合（所在地 対馬市美津島町洲藻820番地7）の死亡獣畜取扱業が平成28年3月に廃止した。

【計画】

- ・施設の内外の衛生管理及び汚物の適正処理、臭気対策等の衛生基準の遵守状況の確認施設区画外への影響等について指導を実施する。

5. 医事及び薬事に関する事項

5. 1 適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

- ・医療機関が、医療法等に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っていくことができるよう、医療機関への立入検査・調査を行う。

【現状と課題】

- ・各病院への立入検査は毎年度、各診療所への立入調査は3年から5年に1度実施している。
- ・病院と有床診療所（豊玉診療所）の検査に医療政策課職員が同行し、県内統一したチェックリストを利用し調査するなど、県内における検査の標準化を行っている。
- ・検査の標準化が進んだことで、管内では重大な指摘事項が減少傾向にある。

【計画】

- ・本庁の担当課と連携した、病院立入検査の実施。（2病院）
- ・診療所立入調査の実施（11診療所（有床診療所の場合は医療政策課と連携）

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

- ・医療機関や施術所等が、各法に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っていくことができるよう開設及び構造設備等に係る許認可、届出等の受付を行う。

【現状と課題】

- ・診療所調査時、ほぼ毎年申請・届出を適切に行っていない診療所が数件見受けられ、調査等を通じて申請・届出の必要性を継続し伝える必要がある。

【計画】

- ・医療機関・施術所等の開設及び構造設備等に係る申請、届出等の受付・進達
- ・各申請、届出時に不備があれば、その都度助言し、理解させる。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、公費負担医療を担当する機関（医療機関、薬局等）の指定申請等の受付を行う。
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて、被爆者の原爆放射能が原因となっている疾病（認定疾病）に対する医療を担当する機関（医療機関、薬局等）の指定申請等の受付を行う。

【現状と課題】

- ・病院・診療所の申請・届出等の際に、結核指定医療機関や被爆者指定医療機関の申請や届出を行うよう促している。

【計画】

- ・申請、届出等の受付・進達

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

医療従事者、管理栄養士、栄養士等の免許申請事務を円滑に行う。

【現状と課題】

医療従事者等（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、薬剤師、視能訓練士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、准看護師、栄養士、調理師）の免許証の新規申請・籍訂正申請・再交付申請・抹消申請事務を行っている。

【計画】

各種申請書の受付・進達、免許証交付の適正な実施

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

- ・医療に関する患者・家族等の苦情や相談に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進し、医療の安全と質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・相談内容の分類としては、医療費(診療報酬等)や医療機関等の紹介、案内の問い合わせが多く、中には相談対象者に対して感情的に訴える場合もあるが、相談者に寄り添いながらも中立的な立場で助言を行う必要がある。

【計画】

- ・対馬市の広報誌等を通じて医療安全相談センターの周知を行う。
- ・研修会等による、医療機関に対する医療安全に関する情報の提供(1回)
- ・相談者と医療機関等のより良い関係構築等を目的に、必要に応じ医療安全相談センター連絡調整会議を開催(随時)

5.2 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保を図るため、薬局、医薬品販売業者、医療機器修理業者、医療機器販売業者・貸与業者等に対し、施設の構造設備、管理状況等について監視指導を行うとともに、医薬品・医療機器等の使用適正化を図る。
- ・平成26年11月から施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」(旧・薬事法)に従い、一般用医薬品販売時のリスクの程度に応じた専門家の常時配置と情報提供の確実な実施について、薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を徹底する。

【現状と課題】

- ・薬事関係施設：薬局10、店舗販売業9、卸売販売業3、特例販売業2、配置販売業4、医療機器修理業1、高度管理医療機器販売業19・貸与業5、管理医療機器販売業53・貸与業2、再生医療等製品販売業1
- ・医薬分業の推進
- ・平成21年に施行された改正薬事法から断続的に改正が続いていることから、十分理解していない薬局、医薬品販売業者等に対する周知徹底を図る必要がある。

【計画】

- ・「医薬品・医療機器等一斉監視指導」期間、許可更新時を中心として、監視指導を行う。目標監視指導数：薬局、医薬品販売業 20施設(配置販売業を除く)(監視率：50%)、医療機器修理業、医療機器販売業・貸与業 10施設(監視率：10%)、再生医療等製品販売業 1施設(監視率：100%)
- ・薬局の業務内容の変化に伴い、調剤薬局の業務内容や薬剤師の勤務状況等について、把握、指導を行う。
- ・一般用医薬品販売時におけるリスクの程度に応じた専門家の常時配置、情報提供、及び相談対応の環境整備状況について薬局、医薬品販売業等の立入指導を行い、改正薬機法について周知徹底を行う。
- ・「薬と健康の週間」、「健康・福祉まつり」等の行事を通して、医薬品の適正使用、医薬分業について啓発を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・毒物劇物による事故を防止するため、取扱施設の構造設備、毒物劇物の管理、取扱い状況等について監視指導を行う。

【現状と課題】

- ・毒物劇物関係施設：17施設（内訳：毒物劇物販売業：一般8、農業用8）

【計画】

- ・「農薬危害防止運動」期間、「医薬品・医療機器等一斉監視指導」期間を中心に、毒物劇物の管理状況や譲渡手続き等について、販売業者に対する監視指導を行う。
- ・「農薬危害防止運動」期間を中心に、講習会等を通して農薬用品目の適切な取扱いや販売について指導を行う。目標開催回数：年1回（農林部主催で実施）

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正けし及び大麻を含む）

【事業目的】

- ・麻薬等に起因する事故を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料等の取扱施設に対し、取扱い、保管管理状況等について監視指導を行う。

【現状と課題】

- ・麻薬関係施設：19施設（内訳：卸売業者1、小売業者8、病院2、一般診療所6、飼育動物診療施設2）

【計画】

- ・「医薬品・医療機器等一斉監視指導」期間、医療機関の立入検査時等を中心として、麻薬・向精神薬、覚せい剤原料等の適正使用及び保管管理について取扱施設の監視指導を行う。
- ・麻薬、向精神薬等の取扱い関連の講習会を開催し、より一層の周知徹底を図る。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

- ・麻薬・覚醒剤等による薬物乱用を防止するための社会環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- ・対馬保健所地区薬物乱用防止指導員協議会の設置。指導員数11名。
- ・乱用薬物は、麻薬、覚醒剤、大麻のみならず、向精神薬や危険ドラッグへ広がっている。さらにインターネットの普及により、誰もが容易に不正薬物入手できる環境にあり、大麻を中心に若年層への新たな乱用の広がり等憂慮すべき状況にある。薬物乱用防止について教育機関と連携し若年層へ普及啓発を図る必要がある。
- ・令和5年度の不正けしの抜去株数は、管内で0株であった。

【計画】

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」月間に不正栽培及び自生大麻・けしの発見、抜去に努める。
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」期間を中心として、薬物乱用防止の啓発活動を行う。
- ・対馬保健所地区薬物乱用防止指導員協議会を通じて、指導員による薬物乱用防止の組織的な啓発活動を展開する。
- ・若年層に対する薬物乱用防止に関する適正な知識を普及するために、学校等における講習会の実施を働きかける。
- ・薬物相談窓口において相談を受け付けるとともに、正しい知識の普及を図る。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

- ・国内で使用される血液製剤を献血により確保するため、献血の推進を図る。

【現状と課題】

- ・令和5年度（令和6年3月末現在）の管内の献血目標達成率は119.6%であった。
- ・若年層（16から19歳）の人口に占める献血者数の割合は低下しており、将来の安定した血液確保を図るため、若年層の献血協力を求める必要がある。

【計画】

- ・「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心として、特に若年層の献血協力を得るために、献血思想の普及啓発を行う。
- ・対馬市等関係機関と連携協力し、400mL献血の推進、献血協力組織の育成、計画的な献血推進を図る。
- ・対馬市や長崎県赤十字血液センター等との連携や意見交換を図るため、対馬保健所地区献血担当者等連絡会議を開催する。

6. 保健師に関する事項

6.1 保健師に関すること

【事業目的】

予防の視点を持ち、地域生活に軸足を置いた保健活動を実践できる保健師の計画的な人材育成を行う。

【現状と課題】

- ・平成26年3月「長崎県新任保健師現任教育ガイドライン」、平成28年3月「長崎県保健師人材育成ガイドライン」が策定され、キャリアに応じた計画的体系的な人材育成体系が示された。令和5年3月には両ガイドラインを統合し「長崎県人材育成ガイドライン（Ver.2）」が策定された。ガイドラインを活用した保健師の現任教育や人材育成の推進を図る必要がある。

- ・平成30年3月「家庭訪問における地域保健活動技術マニュアル」が策定された。
- ・平成31年3月「長崎県保健師活動指針」が策定された。

【計画】

- ・長崎県保健師人材育成ガイドラインに基づく人材育成の実践（OJT）
- ・家庭訪問マニュアルの活用
- ・事例検討会の実施（随時）

7. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7. 1 地域（保健）医療関係

【事業目的】

- ・団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、少子高齢化等社会構造の変化を踏まえて推計した将来の医療需要に適切べく、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図る。
- ・長崎県医療計画の地域における推進及び保健医療体制の整備促進並びに保健・医療・福祉の連携を図る。

【現状と課題】

- ・医療機能の分化・連携を進める必要があり、特に、急性期医療機能から回復期への機能の転換、慢性期の患者について、在宅医療を含めた受け皿の整備が大きな課題となっている。
- ・従来の診療報酬による誘導だけでなく医療法において都道府県に権限が追加され、協議の場等による調整が求められており、将来に医療需要に基づいて推計した病床の必要量に対して、過剰な機能への転換を抑制する必要がある。
- ・公的医療機関等の役割の明確化とその他の医療機関の担う機能や役割の明確化を含め、医療圏ごとに関係者の意見を聞きながら、目指すべき医療提供体制の方向性の整理と医療機関等による方向性の共有を図る。
- ・医療・保健・福祉のサービスの提供主体は、県や市町、福祉関係団体、医療機関等数多くあり多元化、複雑化している。県民が必要とするサービスを切れ目なく、効率的・効果的に利用できる体制を確保するためには、行政だけでなく、関係機関、県民を含めた情報共有や連携体制の強化を図る必要がある。
- ・医療・保健・福祉に関する情報の収集・整理に努め、関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、県民自らが最適なサービスを選択できるよう、迅速かつ的確な情報提供を行うことが必要である。

【計画】

- ・第7次医療計画の目標達成状況を検証し、第8次長崎県医療計画で策定された対馬医療圏の施策について進捗管理を行い、圏域内の保健・医療・福祉の推進・連携を図るため、対馬地域保健医療対策協議会を開催する。（1回）
- ・対馬区域地域医療構想調整会議の開催（1回）
- ・専門部会・ワーキンググループの開催（1回）

- ・島内の課題の把握と地域医療構想調整会議を活用した対馬医療圏の医療体制のあり方の検討。

8. 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8. 1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

8.1.1.1 母子保健医療推進事業

【事業目的】

- ・母子保健の推進施策について対馬市、関係者と協議し母子保健の推進体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・平成30年度から、関係機関の連携と協議の場として対馬市母子保健連絡会が市主催で開催されている。これまでの関係機関からの問題提起等から地域課題を整理し、体制整備に向けた具体的な方策について検討する必要がある。
- ・令和2年度末に子育て世代包括支援センターが開設され、新たに特定妊婦・要支援妊婦への子育てプラン作成を実施している。対馬市としての現状、課題を整理した上で、市の現状に合わせた子育て世代包括支援センターの活用に向けて市全体で共通認識を持ち、取り組めるよう、引続き進捗確認、情報提供を行い、必要な支援を行う必要がある。
- ・対馬地域は、常勤の小児科医が小児発達の外来診察や健診事業等に協力しており、他自治体と比較すると、受診までの待ち期間が少なく診断から訓練に繋がることが出来る体制がある。しかし、社会資源の地域偏在等、限られた資源の中で地域関係者が対応している現状があるため、今後も、対馬地域の母子保健従事者の技術向上、体制整備を目的とした取組が必要。

【計画】

- ・母子部会、母子保健連絡会に参加し、対馬市の母子保健体制の課題の共有（これまで問題提起された課題の整理）、具体的な方策を一緒に検討する。
- ・子育て世代包括支援センターの活動状況確認、情報提供等を行い、必要な支援を検討する。
- ・地域課題を確認した上で、母子保健従事者研修会の開催の必要性や内容について検討する。

8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

【事業目的】

- ・医療・保健・福祉・教育等の関係機関が互いに連携しながらこどもの不適応や二次障害を予防し、よりよい実施方法や内容の検討を行い、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・園健診方式の5歳児健康診査が、平成27年度から全園実施となった。円滑な実施のための関係者の資質向上、フォロー体制整備の支援が必要である。
- ・平成26年度から平成30年度まで、対馬保健所主催で5歳児健診にかかわる保育士等の育成を目的として、ティーチャー・トレーニングインストラクター養成研修を実施し、計14名のインストラクターを育成した。
- ・令和元年度以降は、これまでに養成したインストラクターを中心に、保育会が主催となりティーチャー・トレーニングを実施する体制へと移行した。保健所は、保育会でのティーチャー・トレーニング実施体制が根付くよう、運営面や技術面（スキルアップ研修等）で支援を行っている。
- ・学童期においても何らかの支援を必要とする児童が増加しており、通常学級においても特性のある児童への適切な関わりが求められている。
- ・管内の発達障害児支援に関わる関係機関が支援体制について、関係機関同士が情報共有を図る機会がなく、負担が集中している関係機関もある。児の特色に応じた支援ができるための役割分担と支援体制づくりが必要である。

【計画】

- ・保育会主体でのティーチャー・トレーニングインストラクター養成に向けた体制整備を支援する。
- ・学童期ティーチャー・トレーニングを、対馬市教育委員会の協力を得て実施する。
- ・既存の場を活用して、管内関係機関と発達障害児支援体制についての課題共有と目指す方向性を共有する。
- ・発達障害児（者）の地域支援者に対する研修会の実施。

8.1.1.3 地域総合療育指導事業

【事業目的】

- ・心身に障害を持つ児童や慢性疾患等により長期療養の必要な児童等に対し、保健・医療・福祉に関するサービスの調整と日常生活の相談指導を行う。

【現状と課題】

（障害児（者）巡回療育相談事業）

- ・令和4年度の巡回療育相談利用実数は16名であり、うち新規相談者は6名。
- ・限られた相談日数の中で巡回療育相談をどのように活用していくか、関係機関と認識をすり合わせ、効果的な相談会とする必要がある。

（小児慢性特定疾病自立支援事業）

- ・小児慢性特定疾病医療費受給者数は令和5年5月時点で27名である。
- ・新規申請者に対しては、保健師による面接を実施後、所内支援会議にて今後の方針を決定している。
- ・電力を必要とする医療機器使用児、重症認定児、その他保健所が必要と判断した児を対象に災害時要支援者名簿を整理しており、4名の登録がある。保健所内での活用方法及び市との共有方法についても検討が必要である。

- ・災害時要配慮者対策については、対馬市内部でも各部署で動き始めているため、市の取組状況を確認しながら、情報提供等の支援を行う必要がある。
- ・災害時においては、行政のみの対応には限界があるため、小児慢性特定疾病医療費受給者と家族の自助意識や地域との繋がりを高める必要がある。

【計画】

(障害児(者)巡回療育相談事業)

- ・巡回療育相談：小児科2回(6月、11月)、整形外科2回(9月、1月)
- ・こども医療福祉センターと管内関係機関と調整しながら運営する。
- ・巡回療育相談の効果的な活用方法について、関係機関と検討する。

(小児慢性特定疾病自立支援事業)

- ・新規申請者は地区の担当者が面接し、所内検討で支援方針を検討する。
- ・市内部(保健、福祉、防災)が連携して、長期療養時の対策についても主体的に取り組めるよう、市の取組状況を確認しながら、情報提供等の支援を行う。
- ・更新時の面接をもとに、保健所の災害時要支援者名簿を年1回更新する。名簿の活用方法について所内で検討し、担当以外の職員にも周知を行う。
- ・災害時個別支援計画は、策定の必要性がある場合に検討し、策定する。
- ・小児慢性特定疾病医療費受給者と家族の自助意識を高めるリーフレットについて、既存の機会を通して、受給者に配布する。

8.1.2 健やか親子サポート事業

8.1.2.1 性と健康の相談センター事業

【事業目的】

- ・プレコンセプションケアを含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。

【現状と課題】

- ・学校での性教育については対馬病院産婦人科の看護師による講演や、県教育委員会の事業による産婦人科医などの専門職による講演があり、学生への性教育支援は充実している。
- ・特定不妊治療など高度生殖医療を実施できる医療機関は島内にはなく、島外、特に福岡県の医療機関を受診する方が多い。不妊治療は身体的・精神的・経済的な負担など様々な負担が生じることから、必要に応じて保健所職員が相談に応じる体制をとっているが、令和4年4月1日から保険診療への移行したことにより、特定不妊治療費助成事業が終了となり、保健所への相談も減っている。

【計画】

- ・保健所職員による相談対応（職員による電話・来所相談・訪問）の実施
- ・嘱託医による相談の実施
- ・関係機関等へのチラシ・ポスターの送付・相談啓発カードの設置依頼、また保健所ホームページ・対馬市CATV・対馬市報等を用いた相談窓口についての周知・啓発を実施する。
- ・思春期教育に関して必要時、情報提供をし、学校保健に協働、参画する。

8.1.2.2 児童虐待防止推進事業

【事業目的】

- ・妊産婦期は市町と産科医療機関の連携体制の構築、子育て期間は各関係機関との連携による切れ目のない支援を行い、児童虐待の未然防止に努める。

【現状と課題】

- ・対馬市においては特定妊婦の支援を中心に市と産科医療機関が連携する体制が構築されている。また、市こども未来課が要保護児童対策地域協議会を主催し、関係機関が集まり虐待やその可能性のある児童とその家族に対する支援を検討しており、保健所も必要時参加している。
- ・保健所は、小児慢性特定疾病受給者や保護者に精神疾患があるケース等で要保護児童と関わることも多いため、今後も関係機関と情報共有しながら対応していく必要がある。

【計画】

- ・対馬市要保護児童対策地域協議会(代表者会・個別ケース検討会)に参加する。必要時、関係機関と協力し対応する。

8.1.3 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

- ・慢性の疾患により長期の療養を必要とする児童などの健全な育成を図るため、その治療の確立と普及を促進し、経済的負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・島外の医療機関を受診している方にとっては、交通費の負担が大きい。
- ・相談内容のほとんどが申請に関するものだが、必要時、保健師が対応している。
- ・中学校・高校と早い段階の進学から島外に転出する者も多い。
- ・児童福祉法の一部制度改正による、小児慢性特定疾病の対象疾病数が拡大した（令和3年11月1日から788疾患となった）。

【計画】

- ・円滑な各種の申請事務処理を行う。
- ・制度内容について管内の小児特定疾病指定医療機関へ周知する。
- ・本事業に基づいて活用できる福祉制度（交通費助成）の情報提供を行う。

8. 2 医療的ケア児支援

【事業目的】

- ・医療的ケア児及びその家族が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・対馬保健所が把握可能な小児慢性特定疾病受給者の中で、医療的ケアを必要としている児は4名いる。保健所は、小児慢性特定疾病受給者の支援の一環として、医療的ケア児への個別支援を行い、随時、関係機関と情報共有している。
- ・令和4年度に対馬市自立支援協議会こども部会において、医療的ケア児全ケースの情報共有と、「就園・就学について」をテーマに各ケースの課題と地域課題の検討を行った。
- ・個別のケースを通じた体制づくりへと繋げるため、対馬市自立支援協議会においてもこども部会にて挙げた地域課題（交通費助成の要望、看護師確保が困難であること）を報告した。
- ・今後も各地区各機関の個別支援の積み上げから、市全体の課題整理と体制整備につながるよう、協議の場として市の自立支援協議会の部会が機能する必要がある。
- ・医療的ケア児が安心して生活できるよう、災害時支援として、災害時個別支援計画を令和元年度に1名、令和3年度に1名、令和4年度に1名関係者で策定した。

【計画】

- ・個別支援（面接・訪問）を随時、実施する。
- ・対馬市福祉課、対馬市社会福祉協議会と協力し医療的ケア児協議の場を開催する。
- ・小児慢性特定疾病医療受給者、家族の自助意識向上のための災害対策リーフレットの作成と配布。
- ・関係機関と随時、情報共有を行う。
- ・災害時個別支援計画の更新と新規者については対象者を検討して策定する。

8. 3 介護予防対策

【事業目的】

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けることができるよう介護予防の推進を図る。
その上で、市町が実施する介護予防の取組を効率的・効果的に実施することができるよう、広域的な観点から市町を支援することを目的とする。

【現状と課題】

- ・介護予防事業については対馬市が主体的に実施しており、長崎県が指定する対馬地域リハビリテーション広域支援センターにおいて技術的支援等が実施されている。

- ・対馬市が実施する介護予防・重度化防止対策へ他圏域の取組状況等について情報提供を行うとともに、リハビリテーション専門職の介護予防事業への参画調整等について、必要に応じて対馬地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図り、円滑な事業移行および運営を支援する。

【計画】

- ・関係機関支援（適宜）

9. 歯科保健に関する事項

9.1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）に基づいた計画の推進体制の整備、歯科保健情報や8020運動の強化、人材育成、歯・口腔の予防に関する事業の推進を行う。

【現状と課題】

- ・乳児期・乳幼児期：う歯のない3歳児は年々改善傾向にある5歳児の1人平均むし歯本数も改善傾向にあり令和4年度は2.0本になっている。
- ・学齢期：12歳児の1人平均う歯数は、年々改善傾向にある。
- ・フッ化物洗口に取り組む学校はH29から100%で継続実施している。
- ・3歳児健診時の歯科健診後は、園での年1回の歯科健診しかないので、定期的な歯科健診が定着するような取り組みが必要。
- ・学校歯科健診後の治療率が悪く、歯科保健に対する家庭の意識に差があり、医療券を発行しても受診に繋がらない児童・生徒に対する支援を積極的に行っていく必要がある。
- ・成人期では、歯周疾患のある者の割合は減少しておらず、高齢期でも20本の時運の歯を有する者の割合は悪化している。歯科疾患の正しい理解や定期的な歯科検診受診、かかりつけ医を持つことの大切さ等について普及啓発活動を行うことは必要。
- ・令和6年3月に「歯なまるスマイルプラン（対馬市版Ⅱ）」が策定された。

【計画】

- ・対馬地区歯科保健推進協議会の開催（年1回）
- ・歯の衛生週間に関する普及啓発

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

- ・障害者・者の歯科医療体制の確保を行う。

【現状と課題】

- ・ 県の実施方針は、地域の障害者歯科協力医の状況や巡回診療の受診希望等に
あわせ、ニーズの高い施設を中心に拠点の選定を行うこととなっている。

【計画】

- ・ 令和 6 年度の実施対象地区ではない。
- ・ 対馬地区歯科保健推進協議会等で障害児・者歯科医療の現状とニーズの把握
を行う。

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

- ・ う蝕の県内全体の予防体制としての継続的な集団によるフッ化物洗口の推進
を行う。

【現状と課題】

- ・ 対馬地域では、平成 19 年度以降、市内全保育所（認可外除く）と全幼稚園で
実施、平成 29 年度までに市内全小学校で実施開始された。
- ・ 平成 29 年度に、長崎県フッ化物洗口推進事業の対象が中学校まで拡大され、
対馬地域は、平成 30 年度から市内全中学校で開始し、令和 2 年度には全て
の中学校（全学年）で実施となる。
- ・ 市内全ての小中学校で実施率 100%を継続できている。

【計画】

- ・ 対馬市内での推進状況の把握（歯科保健推進協議会等での評価等）と必要時、
関係機関との連携。
- ・ 対馬市健康づくり推進協議会（フッ化物洗口推進専門部会）への参画

10. 精神保健に関する事項

10.1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・ 精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促
進する。
- ・ 関係機関との連携により治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行
う。

【現状と課題】

- ・ 精神科入院病床を持つ医療機関は、長崎県対馬病院 1 か所（45 床）であり、
入院及び外来診療、訪問看護が実施されている。また、上対馬病院において、
特別外来診療（月に 2 回）と訪問看護が実施されている。他、巖原町に精神
科クリニック（月に 1 回診療）が開設されている。

- ・対馬圏域のデータとして、精神科入院患者の再入院率の高さが示されている。退院後の地域定着期間を延ばし、地域定着率を高めるための各関係機関による連携体制の推進が求められる。
- ・「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」が作成され、令和2年4月から運用を開始した。精神障害者が退院後も継続した支援を受けることができるよう関係機関との連携した体制構築を図る必要である。

【計画】

- ・精神科病院実地指導（年1回）及び入院患者病状実地審査の実施
- ・対馬地域精神保健医療福祉協議会の開催
- ・精神障害者の保護申請、通報、届出に対し適切に対応する。
- ・措置入院者への支援として入院中から退院後の支援について検討を行う

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

- ・本人、家族、関係機関等から精神保健福祉に関する相談を受け、必要とする指導、支援を行う。

【現状と課題】

- ・相談内容に応じ、嘱託医や地域関係機関と連携し適切な支援に繋げていく必要がある。
- ・平成30年3月に「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」が示された。措置入院者や、地域で生活することが困難な患者を支援するにあたり、医療機関や地域における支援機関との連携を図るため、令和元年度から医療機関と地域関係機関との連絡会を開催している。

【計画】

- ・保健所職員による電話、来所面接、訪問の実施
- ・精神保健福祉専門相談（精神科嘱託医による）の実施
- ・相談窓口に関する周知（保健所ホームページ、ケーブルテレビ等の活用。）

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制の構築等を図るため、地域の関係機関と連携する。

【現状と課題】

- ・県障害福祉課が発行している「精神保健福祉の現状（令和4年度版）」によると、令和3年における対馬圏域精神科医療機関の平均在院日数は108日であり、長崎県精神科医療機関の平均在院日数（374日）を下回っている。
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業の核となる指定一般相談支援事業所については未整備であるが、既存の相談支援体制の範疇で精神障害者の退院支援等が実施されている。

- ・例年、関係機関の連携促進等を目的に対馬地域精神保健医療福祉連絡会を開催している。今後も関係機関との連携を図るため、上記連絡会を開催していく。

【計画】

- ・対馬地域精神保健医療福祉連絡会を開催し、関係機関との相互連携・相互理解等を図る。
- ・家族会「対馬ひまわり会」と当事者会「三つ葉のクローバー会」へ参画する。
- ・対馬市自立支援協議会相談支援部会へ参画する。

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

- ・高次脳機能障害の理解にかかる啓発や、相談窓口の周知を行う。

【現状と課題】

- ・平成20年度から評価・診断・各種申請書作成を目的とした医療機関との連携、地域の受け皿としての障害福祉サービス事業所等への理解向上を目的とした研修会および出前講座の実施、各種媒体を活用した一般住民への相談窓口の周知等を実施してきた経過があるが、高次脳機能障害者への直接支援の実数は例年1名程度で推移している状況である。
- ・相談支援については、精神保健福祉相談の枠組みで継続するとともに、事例を通し関係機関との連携構築を促す。

【計画】

- ・相談窓口の周知（CATV、市報掲載）
- ・相談ケースに対する適切な支援

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

- ・自殺対策基本法、自殺対策大綱、第4期長崎県自殺総合対策5ヵ年計画に基づき、自殺の予防を図り、県民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域の実現に寄与する。

【現状と課題】

- ・対馬保健所管内の自殺死亡者数は、過去5年間（2018～2022年）をみると減少傾向にあり、自殺者数の累計では、性別・年齢階級別で60歳以上の男性が全体の6割を占めている。である。今後も自殺対策は、対馬市福祉課や対馬市内の学校等と共同しながら、ゲートキーパーの養成及び自殺に関する情報の普及啓発を行っていくことが必要である。
- ・令和2年3月に対馬市自殺対策計画が策定された。

【計画】

- ・自殺予防に関する出前講座の実施（学校、事業所、一般住民等）
- ・普及啓発活動の実施。（ケーブルテレビ、ホームページ等を活用。）
- ・対馬市自殺対策計画を踏まえた対策の推進及び進捗管理支援

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

社会的ひきこもり本人又は家族等の身近な相談・支援体制を整備することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

【現状と課題】

- ・令和5年度のひきこもり相談件数は実12件、電話相談は延19件、面接相談は延10件、訪問相談は延23件であった。
- ・対馬圏域においては、対馬市の生活困窮者自立支援相談において、ひきこもり者への支援が行われ、保健所も市等関係機関と連携して本人・家族への支援を実施している。
- ・令和元年12月から対馬地域リハビリテーション広域支援センター主催で「不登校・ひきこもり支援検討会議」が開催され、ひきこもりケースについてのケース検討、ひきこもり支援に関する地域課題についての検討がなされ、連携体制の構築が進んでいた。令和6年度からは、上記会議に変わり対馬市保護課主催の「対馬市生活困窮者支援会議」にて検討されることになる。
- ・他機関においても当事者支援や連携体制の構築が進められている現状があり、保健所の今後の役割としては、地域住民への啓発と家族支援に力を入れていくことが必要である。また、令和元年度に作成をした「地域資源ガイドブック」は、当事者やその家族が適切な支援につながるため関係機関に対して活用方法の啓発を行う必要がある。
- ・家族支援の一環とし家族懇話会を実施しているが参加者が少なく、家族会の発足を含め、懇話会の今後のあり方について、所内・関係機関と検討をしていく必要がある。

【計画】

- ・個別相談対応
- ・相談窓口の啓発チラシ・資源ガイドブックを活用した啓発の実施
- ・家族を対象としたひきこもり講演会・家族懇話会の開催：懇話会（年2回）
- ・関係機関との連携会議への参加

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

- ・精神科救急患者や身体合併症を有する患者への適切な医療の提供を図るための体制を確保する。

【現状と課題】

- ・平成27年度までの関係機関の連携にかかる調査および対馬地域保健医療対策協議会精神科救急医療専門部会・研修会においては、精神科医療機関、対馬市、かかりつけ医（診療所）、警察、消防および保健所との相互連携は比較的良好との結論に至った。平成28年度以降は、対馬地域精神保健医療福祉協議会を活用しており、各関係機関と十分に相互連携が図れている。

【計画】

- ・対馬地域精神保健医療福祉協議会の中で、精神科救急医療連携体制に関する検討を実施する。

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

- ・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者や、その家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制を構築し、地域住民、関係機関に対して普及啓発を行う。

【現状と課題】

- ・対馬保健所管内は、専門医療機関や当事者会、家族会などの社会資源に乏しく、依存症患者を繋ぐ先は島外専門医療機関や自助グループとなる。患者本人、家族が適切な支援につながるため、住民に対する依存症への正しい知識や相談窓口に関する普及啓発が必要である。

【計画】

- ・相談対応
- ・正しい知識の普及啓発及び相談窓口の周知（市広報誌、ケーブルテレビ等）

11. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

11.1. 難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

- ・特定医療費（指定難病）の申請を通じて把握した、在宅の難病患者と家族が抱える療養生活上の悩みや不安等に対して、訪問相談等による個別相談、指導及び助言等適切な支援に加え、難病支援に携わる関係者との連携により、安定した療養生活の確保と難病患者等の生活の質の向上を図る。
- ・難病支援に携わる関係者への研修を通じて、難病に対する理解及び支援者としての資質向上を図る。

【現状と課題】

- ・管内の特定疾患医療受給者数は令和5年度末現在320名であり、神経・筋疾患、免疫系疾患、消化器系疾患の順に多い。

- ・難病患者の受診は特別診療となる場合が多く、受診頻度も限られるため、患者及び家族が専門医に対して、相談等を行う機会が限られている。患者及び家族、従事者のニーズに沿った、専門的知識の提供と相談できる場を提供していく必要がある。
- ・医療依存度の高い在宅療養難病患者について、被災時の避難生活が安心、安全に行われるよう、対馬市と連携しながら体制整備を行う必要がある。
- ・難病患者の療養に関し、地域の実情に応じた体制整備について継続して検討することが必要である。

【計画】

- ・特定医療費（指定難病）新規申請者との面談（随時）
- ・在宅療養の支援区分検討会の開催（随時）
- ・支援度の高いALS、神経難病患者を中心とした訪問（随時）
- ・医療相談会・患者交流会の開催（1回）
- ・従事者研修会の開催（1回）
- ・医療依存度の高い難病患者の災害時の支援体制整備
- ・医療的ケアが必要な難病患者リスト整理（随時）
- ・医療依存度の高い難病患者に対する災害時対応ハンドブックの作成（随時）
- ・対馬地域難病患者支援連携会議の開催（1回）
- ・難病医療基幹協力病院との連絡会（随時）

1.1.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

- ・原因が不明でかつ治療方法が確立していない難病のうち、特定疾患の医療費を公費負担することにより、原因の究明、治療方法の確立、普及を図るとともに、患者負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・受給者証を利用した受診が速やかに行われるよう、申請事務を適切に行う必要がある。
- ・島外の医療機関を受診する受給者は、受診にかかる交通費に負担がある。

【計画】

- ・円滑な申請事務処理を行う。
- ・制度内容について、対馬市・医療機関へ周知する。
- ・フェリー・ジェットfoil運賃の割引制度(交通費助成)の情報提供を行う。

1.2. エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

1.2.1 感染症対策

1.2.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・住民や関係者に対し感染症についての普及啓発活動を実施し、正しい知識の普及と感染症予防意識の向上を図る。
- ・関係機関との連携を強化し、感染症発生時に迅速かつ的確に対応するための支援や体制整備を図る。

【現状と課題】

- ・令和5年度の全数報告感染症の発生件数は、二類感染症3件（結核）、三類感染症0件、四類感染症2件（つつがむ虫病、レジオネラ症）、五類感染症1件（劇症型溶血性レンサ球菌感染症）であった。
- ・感染症発生時に迅速に対応できるよう所内体制を整えておく必要がある。
- ・社会福祉施設（重症化リスクの高い集団）に対し、感染予防・感染拡大防止対策について適切な対応が行えるよう支援していく必要がある。

【計画】

- ・住民や関係者への普及啓発
ケーブルテレビやホームページ等を活用した情報発信、感染症予防教材の貸出し(随時)
- ・対馬地域感染症対策協議会の開催(1回)
- ・入所系施設における感染症対策研修会の実施

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

- ・関係機関の協力のもと、地域の感染症流行情報を迅速に収集し、関係機関や住民へ提供・公開することで、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、感染症の発生・拡大防止に繋げる。

【現状と課題】

- ・管内の感染症の発生状況について、長崎県の情報と合わせて関係機関に情報提供し、感染症流行時には注意喚起を行っている。
- ・季節性インフルエンザ等の流行に備え高齢者施設等へ感染予防の情報提供を行っている。

【計画】

- ・感染症発生状況を毎週、メール、FAXで関係機関に情報提供
- ・ホームページによる情報公開

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

- ・感染症発生の予防及びまん延防止のため、予防接種の正しい知識の普及啓発、情報提供を行う。

【現状と課題】

- ・ 予防接種法に基づく市町が行う予防接種に対して指示を行っている。
- ・ 予防接種の間違い報告（新型コロナウイルス予防接種を除く）は例年発生しており、事案発生時は市から報告書を受取り本庁へ報告している。市と協働しながら予防接種による間違いが起らないよう適正に指導を行っていく必要がある。

【計画】

- ・ 予防接種に関する相談対応。
- ・ 住民や関係機関へ適切な情報提供。
- ・ 対馬市予防接種計画を確認し実施指示を行う。
- ・ 予防接種の間違い接種発生時は、市から報告書を求め状況を確認し、必要時は適正指導につなげる。

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

- ・ 検査体制及び相談体制を充実させ早期発見、早期治療を推進する。
- ・ 発生の予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及を図る。
- ・ 患者に対する適切な医療を提供するために医療体制を構築する。

【現状と課題】

- ・ 保健所や各委託医療機関における肝炎ウイルス検査実績は平成24年度に対馬保健所の重点事業として取り組んだ結果、委託医療機関において事業所健診を中心に検査実績が著しく向上した。
しかし、近年は医療機関委託におけるウイルス検査の報告される検査件数も徐々に減少傾向にある。委託医療機関によっては、住民側からの申し出に対応する形であるため、住民自身が検査の必要性を認識できるような取組が必要である。委託医療機関以外に、市の健診や保健所でも受検可能であるため、肝炎検査の普及啓発を行っていく必要がある。
- ・ 肝炎治療については、医療費等の助成事業が複数あるため、患者の負担軽減と適切な医療提供のために制度の周知を図る必要がある。

【計画】

- ・ 特定感染症検査事業における肝炎ウイルス検査の実施
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者に対するフォローアップ
- ・ 「日本肝炎デー」「肝臓週間」での普及啓発
- ・ 電話・来所相談時の対応

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

- ・ 性感染症の予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及、情報収集を行う。
- ・ エイズ、性感染症の感染症対策として、検査体制及び相談体制を整え、早期発見、早期治療を推進する。

【現状と課題】

- ・令和5年度の特特定感染症の受検者は2名で、受検者が少ない状況が続いている。受検者に対しては面接にて、性感染症の予防に関するリーフレットを用いて健康教育を行い、理解を深めてもらうよう努めた。今後も検査をきっかけに、感染予防の普及啓発につなげていく必要がある。また、パートナーと合わせた予防の重要性も普及していく必要がある。
- ・性感染症は10~20代から感染の機会が増えてくる。対馬の場合、進学や就職を機に島外へ転出するケースもあるため、若い世代からの普及啓発が重要である。今後も市及び学校関係者（養護教諭等）との情報共有を行い、若年層から継続した普及啓発を行っていき、感染予防と、早期発見・早期治療を推進する必要がある。

【計画】

- ・HIV検査普及週間、世界エイズデーでの普及啓発活動
- ・特定感染症検査の実施、受検時の保健指導
- ・既存の会議等の機会を利用した啓発活動の実施
- ・電話・来所相談時の対応

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査等を含む）

【事業目的】

- ・麻疹・風疹の排除を目指し、正しい知識の普及や検査体制を整え、感染予防及びまん延防止を図る。

【現状と課題】

- ・麻疹について、日本は2015年にWHOから排除認定を受けているが、海外からの持ち込み症例を契機とした国内の感染伝播事例が報告されている。長崎県内の患者発生報告はないが、今後も感染状況の情報収取に努め、発生時は迅速に対応し感染拡大防止に努めていくことが重要である。
- ・風疹について、平成30年7月に全国的に風疹が流行しており、長崎県内でも報告があっている。対馬保健所管内での発生はなかったが、感染予防と感染拡大防止に努めていくことが必要である。また、先天性症候群の発生を防ぐため、妊娠可能な女性とその家族に対しても啓発活動を実施し、抗体検査や予防接種の勧奨を実施することが必要である。
- ・平成31年4月から市町村を実施主体として、風疹抗体保有率の低い男性を対象として風しん第5期追加的対策が実施されているが、令和7年3月末まで無料接種期間を延長している。受検率が低迷している状況であり、受診率向上への啓発を行うことが必要である。

【計画】

- ・住民や関係機関等からの相談対応
- ・風しんに関する追加的対策の円滑な施行のために、市等の関係機関と連携
- ・住民、関係機関に対する情報提供
- ・風しん抗体検査の実施

12.1.7 検疫

該当なし

12.2 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

- ・結核患者に対して早期に適正な医療を提供し、治療の完遂及び周囲への結核のまん延を防止する。
- ・結核接触者健診、結核回復者管理検診により結核患者の早期発見対策を実施し、まん延防止に努める。
- ・住民や関係者に対し結核についての普及啓発活動を実施し、正しい知識の普及と予防意識の向上を図る。

【現状と課題】

- ・R5年の管内新登録患者総数は2名であり、ここ数年の発生は、毎年差があるが、毎年発生している。対馬市の新登録患者のうち65歳以上が占める割合（H30～R4の合計）は約8割を超えており、高齢者の占める割合が高い。また、近年は若年層や外国出生患、高齢者の発生があっている。
- ・適正な医療の早期提供及び結核まん延防止のため、発生届受理後、迅速に対応している。また、結核診査専門部会の開催により、適正な結核医療についての診査等を行っている。
- ・結核回復者管理検診・結核接触者健康診断の受診率は100%を維持している。発生日から1週間以内に積極的疫学調査を実施し、早期の事例検討会にて健診範囲・計画決定している。
- ・発生届を受理後、速やかに感染症サーベイランスシステムへの入力を行い、還元された情報はコホート検討会等で活用し、患者の適正医療の確保へとつなげている。
- ・結核予防週間にあわせ、市報やケーブルテレビ、facebook等を活用し、普及啓発を行っている。結核の正しい知識の普及と予防意識の向上のため、今後も引き続き結核予防週間を中心とした普及啓発を実施する必要がある。
- ・R5年度結核定期健康診断の受診率は、事業所が99.8%、対馬市住民健診は23.2%であり横ばい状態。対馬市は、医療機関での個別健診・出張健診（集団型）を行っている。また医療機関でも受診勧奨を行っている。

【計画】

- ・感染症診査協議会結核診査専門部会の開催（定期、臨時）
- ・医療機関との円滑な連携、調整及び指導
- ・適切な接触者健康診断と管理検診の実施
：迅速な積極的疫学調査の実施、事例検討会の開催、検診委託医療機関と連携
- ・結核予防週間を中心とした普及啓発活動の実施
- ・結核定期健康診断の適正な実施と報告受理（住民健診については、受診率・健診周知内容・今後の受診率向上の取り組みについて把握し、必要時の指導を実施。）

- ・ 確実な発生動向調査システム及び結核登録者情報システムへの入力、コホート検討会等での情報の活用
- ・ コホート検討会の実施
- ・ 結核定期健康診断対象事業所への健診実施と実施報告の周知

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

- ・ 活動性結核登録患者及び潜在性結核感染症患者に対してDOTSを確実に実施し、医療機関と連携を図りながら、治療完遂を図る。(目標値:実施率 100%)
- ・ コホート検討会の開催により、患者の治療成績の評価等を実施し、患者の適正医療、よりよい支援体制の確保へとつなげる。
- ・ 患者を支援する関係者へ、結核の正しい知識の普及を行い、患者の早期発見・早期治療につなげる。

【現状と課題】

- ・ 地域DOTSは、治療中の登録患者全員に実施しており、実施率は100%である。医療機関とDOTSカンファレンス等を実施し、個別支援計画に基づき、服薬支援を行っている。服薬支援中は、治療状況・検査結果等について主治医等との連携を行っている。
- ・ コホート検討会は、結核診査専門部会に併せて実施している。
- ・ 対馬市の新登録患者のうち65歳以上が占める割合(H30~R4年の合計)は約8割を超えており、高齢者の占める割合が高い。
- ・ 高齢結核患者が生活の質を保ち、治療完遂するためには、介護関係者への正しい知識の普及啓発と地域・医療関係者との連携が重要である。令和5年度は介護保険事業所職員を対象とした結核研修会を開催(2回)。
- ・ 高齢者施設へは、予防啓発リーフレット・ポスターの配布等を行い、結核に対する意識の向上、正しい知識の普及啓発を行っている。
- ・ 高齢者施設における早期発見のためのチェックリスト活用に関しては、施設内のみの活用ではなく、在宅でのサービス利用者等への活用についても啓発している。活用については、研修会時の普及と通常業務での施設への介入時等の機会を活かし、確認等を行っていく必要がある。
- ・ 令和5年に外国人結核患者の発生があっており、全国をみても外国人結核患者の割合が増加傾向にある。外国人の生まれの患者の7割が20代と言われている。対馬市でも外国人労働者に対する、結核発生予防のため事業所等に対し働きかけを行っていく。

【計画】

- ・ DOTSの徹底
- ・ コホート検討会の開催
- ・ 服薬支援中は、治療状況・菌検査結果等について主治医等との随時連絡・連携
- ・ NESIDのコホート活用とコホート検討会
- ・ 結核予防週間、結核患者発生時、結核患者介護サービス利用時の対応を通じた、施設職員・医療関係者への結核の早期発見、正しい知識の普及啓発

- ・「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」の活用状況について、研修会や施設への介入時の機会を活かし、確認等を行う
- ・結核研修会は必要時に応じて実施する
- ・外国人結核について関係機関の情報収集を行い、普及啓発の方法について検討する。

1 3. 衛生上の試験及び検査に関する事項

1 3.1 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業目的】

- ・関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防やまん延の防止を図るとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】

- ・試験検査にあっては、その精度、信頼性が重要であり、さらには迅速性が求められている。
- ・試験検査関係業務は、福祉保健部、県民生活環境部と複数の分野に関連しており、地域の特性や課題に応じた検査又は調査には、部署を超えた調整等が必要である。

【計画】

- ・管内の状況に応じ、各種計画や法に基づく検査を実施する。
- ・食中毒（疑いを含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査を実施する。
- ・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断を実施する。
- ・検査機器等設備の適正な保守管理を行う。
- ・食品衛生検査施設業務管理基準（GLP）の徹底による検査精度向上と信頼性確保に努める。

1 4. その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

1 4.1 健康危機管理機能強化

1 4.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

- ・保健所職員として、平常時から健康危機管理に対する知識を習得し、それぞれが担う役割を認識しておく。

【現状と課題】

- ・平常時の保健所の組織体制を基本とした、『災害時の保健所業務マニュアル』を平成27年3月に『保健所における災害時健康危機管理・公衆衛生活動マニュアル』に改訂した。

- ・対馬市の公衆衛生部門や危機管理部門等と保健所が協力して災害対応を行うことになるため、平常時から両者の間で調整しておく必要がある。
- ・「長崎県災害時公衆衛生対策チーム（DHEAT）」への積極的な登録と研修・訓練への参加を促進する必要がある。

【計画】

- ・管内関係機関と連携した健康危機管理訓練の実施（年1回）
- ・所内健康危機管理連絡訓練の実施（年1回）
- ・災害時必要物品リストの作成及び購入計画の策定

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携し、対策実施に係る体制整備を行う。

【現状と課題】

- ・平成25年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行、平成26年3月に県行動計画案が作成された。
- ・新型インフルエンザ地域対策会議は、感染症対策協議会と兼ねて開催している。
- ・対馬市は26年度に市行動計画策定に取り組み、担当者打ち合わせや対馬市健康づくり協議会、対馬地域対策会議にて検討・協議された。
- ・平成30年3月長崎県立保健所新型インフルエンザ等対策マニュアルが作成された。
- ・医療機関や対馬市と新型インフルエンザの机上演習を行っている。
- ・コロナ禍における課題を踏まえ、今後、新興感染症が発生した際の必要な準備を進めていくため健康危機対処計画（感染症編）の策定が必要。

【計画】

- ・新型インフルエンザ地域対策会議（対馬地域感染症対策協議会中で実施）の開催
- ・医療機関や対馬市と共同で、新型インフルエンザ机上演習の実施
- ・新型インフルエンザ特定接種管理システムによる確認作業の実施
- ・健康危機対処計画（感染症）の策定、及び新型インフルエンザ行動計画の改定による計画の見直し

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・鳥インフルエンザが発生した際に、防疫作業員の健康管理及び地域住民の健康相談、心のケア等を適切に実施することにより、地域住民の健康を守る。

【現状と課題】

- ・「長崎県鳥インフルエンザ健康危機管理マニュアル」が令和5年12月に一部改訂されたため、対馬地域の実情にあわせた対応がとれるよう長崎県対馬保健所鳥インフルエンザ対応マニュアルの見直しを行った。
- ・対馬保健所管内で発生はしていないが、長崎県内で発生したことを踏まえ、発生に備え、対馬家畜保健所を中心とし、対馬振興局内関係課及び関係機関と連携を図り、訓練を実施する必要がある。

【計画】

- ・長崎県対馬保健所鳥インフルエンザ対応マニュアルの改訂
- ・対馬家畜保健所を中心とした防疫演習への参加

14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

- ・原子力災害医療の習熟と防災関係機関相互の協力体制の強化、住民の原子力防災に対する理解の促進を図るため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法並びに長崎県地域防災計画等に基づき、原子力防災関係機関及び地域住民が一体となった原子力防災訓練を行なう。

【現状と課題】

- ・対馬保健所は診療放射線技師の配置がなく不参加。九州北部3県(佐賀県・福岡県・長崎県)で合同訓練が行われているが、対馬地域は玄海原子力発電所から離れているためか地域での認知度が低い。
- ・玄海原子力発電所から30km圏内に対馬は入っていないが、平成29年度より韓国の古里原子力発電所のトラブルに備えモニタリングポストが設置された。

【計画】

- ・訓練参加なし

14.2 健康ながさき21推進 地域・職域連携推進

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・健康増進法の一部改正による「受動喫煙防止対策」の施行に伴い、公共の場所や施設等、多くの人々が利用する施設において、受動喫煙防止対策を推進し、受動喫煙による健康被害を減少させる。
- ・アルコールによる健康被害や節度ある適度な飲酒について普及啓発を行い、アルコール健康障害の発生を予防する。

【現状と課題】

- ・対馬市の喫煙者の割合は、長崎県全体に比べ高く、特に男性の喫煙者の割合は、有意に高い。また、心疾患、肺がんの死亡率は、長崎県より高い。

- ・健康増進法の一部改正により、第一種、第二種となる施設に対し、受動喫煙防止に関する説明や対応について周知する必要がある。
- ・県国保・健康増進課による公共施設の受動喫煙対策状況調査の結果、施設の出入り口付近に喫煙場所がある施設があり、改善を促す必要がある。
- ・喫煙することの身体への害や禁煙支援に関すること、未成年者の喫煙防止対策等について、市や教育機関等の関係機関と協力しながら情報提供や知識の普及を行う必要がある。
- ・飲酒による健康被害や生活習慣病のリスクを高める飲酒量について、関係機関と協力しながら情報提供や知識の普及を行う必要がある。

【計画】

- ・食品衛生責任者講習会や食品衛生営業許可時に飲食店に対し啓発。
- ・市が管理する公共施設に対し、喫煙場所の確認及び改善。
- ・利用者の多い第二種施設の状況調査及び必要時指導。
- ・喫煙可能室届出受理及び施設の情報収集と適切な助言指導
- ・喫煙や受動喫煙によるたばこの健康被害についての情報提供と知識の普及
- ・飲酒に関する普及啓発、相談対応

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・がんの早期発見のために、がん検診受診率を増加させる。

【現状と課題】

- ・標準化死亡比は、男女共に肝がん、男性の肺がんが高い。
- ・対馬市の胃・肺・大腸がん検診の受診率は県平均より高いが、子宮・乳がん検診では、例年と比べると低くなっている。
- ・精密検査の受診率は、肺・大腸がんで県平均より低い。
- ・受診率の向上を図るとともに、がんやがん検診の知識に関する普及啓発、生活習慣の改善に向けた取り組みを推進する必要がある。

【計画】

- ・がん検診の普及啓発用資材の設置やリーフレット配布等普及啓発を行う。

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

- ・地域住民の生活習慣病予防や食育推進のために、栄養・食生活に関する知識の普及や社会環境整備を行う。

【現状と課題】

- ・R4年度の特健診の有所見率では、男女共に肥満、高血糖、高血圧が全国を基準とすると有意に高い。
- ・特健診の問診では、男女共に「運動不足及び身体活動が低い」、「生活改善意欲がない」、「咀嚼機能が低い」とする者が、国・県を基準とすると有意に多い。

- ・「長崎県健康づくり応援の店」登録店舗は現在10件。個別訪問と併せて健康づくりの意識を高めるための普及啓発が必要。
- ・令和3年度に第3次対馬市食育・地産地消推進計画が策定された。

【計画】

- ・「長崎県健康づくり応援の店」の新規登録推進や普及啓発のため、個別訪問による相談や食品衛生責任者講習会等で周知
- ・対馬市主催の食育フェスタや食育推進会議への参画

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

- ・ストレス解消法や積極的休養、質のよい睡眠をとることの必要性を正しく理解するとともに、うつ病などの症状に対し、早期に相談、対応できるような啓発を行い、こころの健康づくりの必要性について周知していく。

【現状と課題】

- ・対馬市、関係機関と連携を図りながらこころの健康づくりについて情報提供していく。

【計画】

- ・研修会や会議等を活用し普及啓発を行う。

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

- ・地域保健と職域保健の連携により生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図る。
- ・生涯を通じた健康づくりを継続的に支援し、効果的な保健事業の連携体制を構築する。

【現状と課題】

- ・令和5年度に第3次健康つしま21計画（対馬市健康増進計画）が策定された。
- ・健康寿命は、R元年から4年まで伸びてはいるが、男女ともに全国や県をやや下回っている。
- ・喫煙者の割合は県より高い。特に男性喫煙者の割合は有意に高い。
- ・喫煙と因果関係がある疾患（脳血管疾患、心疾患での死亡率が県より高い。
- ・特定健診受診率は、40.4%（R4年度）（-0.2%）と微減しているが、県内順位は11位と変わらない。
- ・第1次産業、中小事業所就労者が多く、健康管理や健康づくり活動は個人に任せられており、職域での支援や取組は進んでいない。
- ・健康経営宣言事業所は市内19事業所。そのうち、健康経営推進企業は、4事業所、健康経営優良法人は1事業所。

【計画】

- ・ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の普及啓発とポイント利用店舗の勧誘
- ・対馬市と連携した健康づくり活動の推進
- ・職域との連携事業（長崎県職場の健康づくり応援事業の実施等）
- ・対馬地域・職域連携推進協議会 年1回

14.3 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

- ・高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送るために必要なリハビリテーション事業が、適切かつ円滑に提供されることで、地域包括ケアシステムの構築かつ市町の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・老人保健福祉圏域毎に設置されている地域リハビリテーション広域支援センターの地域に根付いた取組み（人材育成、関係機関支援等）により、対馬における地域リハビリテーション支援体制の整備が推進されている。
- ・介護予防等における専門職活用をはじめとした地域密着型リハビリテーション支援体制構築に向け、引き続き関係機関と地域課題を検討・共有していく必要がある。

【計画】

- ・対馬地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年1回）
- ・対馬地域リハビリテーション広域支援センター主催の各種会議への参画（適宜）

14.4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

- ・重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を図る。

【現状と課題】

- ・対馬市の高齢化率 44.1%（令和5年10月1日現在の推計人口 26,654人）
- ・令和3年度より訪問看護ステーションが3機関（対馬病院、上対馬病院、あすか訪問看護ステーション）となり、令和5年12月には峰町に対馬病院のサテライトが立ち上がり、在宅における看取り件数は増加傾向にある。
- ・医療介護連携ツールである「対馬版ケアパス」と「お口の連携パス」が令和3年度より電子化運用を開始し、スムーズな医療・介護連携がなされている。

- ・高齢者社会資源マップとして「つしま馬力（対馬市作成）」や「対馬で暮らそう便利帳（追録）」が地域関係者で活用されている。
- ・令和4年度より対馬版エンディングノート「元気なうちから手帳」の運用が開始され、島内基幹病院及び関係機関協力のもと ACP の普及啓発に取り組んでいる。

【計画】

- ・対馬市主催の地域包括ケアシステム関連会議等への参画（適宜）
- ・県長寿社会課における市町ヒアリング（年1回）への同行
- ・ACP関連の推進に向けた関係者会議の開催（年2回）及び研修会の開催（年1回）

14.5 情報の収集、整理および活用

- ・各種事業の必要時に実施している

14.6 調査および研究

- ・該当なし

14.7 その他

14.7.1 CKD 対策事業

【事業目的】

- ・糖尿病性腎臓病、CKD患者等の重症化を予防し、新規透析導入への移行を防止するため、保健と医療が連携し「糖尿病性腎臓病重症化予防事業」の推進を図る。

【現状と課題】

- ・国保医療費に占める糖尿病医療費は4.8%、慢性腎臓病（透析あり）5.4%となっている。（参考：R4年度KDB医療費分析）。
- ・対馬市の透析が可能な医療機関は2病院であるが、シャント作成時は島外の医療機関を受診する必要がある。また、対馬市に腎臓病専門医がいないため、重症の患者は島外の専門医へスムーズに繋げることができるような体制整備が必要である。

【計画】

- ・対馬市の事業実施状況を随時確認し、必要時支援を行う。

14.7.2 原爆被爆者健康管理に関すること

【事業目的】

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者（二世も含む）に対し健康診断を行い、健康管理（保持及び向上）を図る。

【現状と課題】

- ・保健所は被爆者二世の健康診断申し込み窓口を担っている。(居住地の市町村役場も申し込み窓口である)。令和4年度の申し込みは0件。

【計画】

- ・原爆被爆者二世の健康診断受診申し込みの受付。